（主務大臣等）

第十九条　第二条第一項及び第四項、第九条の二から第九条の八まで、第九条の十一並びに前条第一項における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

2　第三条第一項、第二項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

3　第九条の二第一項及び第二項第二号並びに第九条の四第一項における主務省令は、国土交通省令・総務省令・農林水産省令とする。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の半島振興法（次条において「旧法」という。）第三条第一項の同意を得ている半島振興計画（その変更につき同条第五項において準用する同条第一項の同意があったときは、その変更後のもの）は、この法律による改正後の半島振興法（次条において「新法」という。）第三条第一項の同意を得た半島振興計画とみなす。

第三条　地方公共団体が、新法第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域の区域内において製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を平成二十七年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について不均一課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十七条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（総務省設置法の一部改正）

第四条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成二十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第二条第二項の表平成三十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	半島振興実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（農林水産省設置法の一部改正）

第五条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

第六条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成二十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第二条第一項の表に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	半島振興実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第五条の表平成二十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成二十七年三月三十一日	山村振興法

附則第五条の表平成三十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	半島振興法

附則第十条第一項の表平成二十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成二十七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

附則第十条第一項の表に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

山村振興法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七号

山村振興法の一部を改正する法律

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「かん養」を「涵養（かん）」に改め、「保全」の下に「、良好な景観の形成、文化の伝承」を加え、「山村が」を「山村の」に、「について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の」を「の状況に鑑み、山村の振興に関し、基本理念を定め、その」に改め、「より」の下に「、山村の自立的発展を促進し」を、「向上」の下に「並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止」を加える。